

令和3年度・令和4年度
市営建設工事入札参加資格審査
申請の手引き

〔令和3年1月〕

遠野市総務企画部管財担当

目次

I 資格審査の概要	3
1 申請を受付する工事種別	3
2 申請要件	4
3 資格審査の方法	4
II 申請の手続き	5
1 申請手続きの流れ	5
2 提出方法及び受付期間	5
3 提出場所	5
4 提出書類及び提出部数	6
III 申請書書類の記載方法と添付する書類	8
1 市営建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）	8
2 希望業種等の届出書（様式第1-2号）	8
3 営業所一覧表（様式第1-3号）	9
4 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）	9
5 工事履歴書（様式第2号）	9
6 希望する工事種別の直前2年間（3年間）の年間平均完成工事高（様式第3号）	9
7 技術職員名簿（様式第4号）	10
8 舗装施工管理技術者の資格者証（写）	11
9 解体工事業の許可（写）	11
10 建設業の許可・登録・認可等（写）	11
11 登記簿謄本・身分証明書（写しでも可）	11
12 財務諸表（直近1年分）	11
13 納税証明書（写でも可）	11
14 使用印鑑届（様式第5号）	12
15 印鑑証明書（原本）	12
16 委任状（様式第6号）	12
17 ISO認証取得証明書（写）	12
18 経常建設共同企業体協定書（写）	12
19 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第7号）	12
20 社会保険等の加入状況を確認する書類	13
○以下、市内業者（遠野市内に主たる事業所又は営業所を有する者）に限り提出	
21 災害救急時活動実施報告書（様式第9号）	14
22 地域貢献活動実施報告書（様式第10号）	14
23 消防団員雇用状況調書（様式第11号）	14
IV 名簿登録後の手続き等	15
1 変更届の提出（様式第8号）	15
2 経営事項の審査総合評定値通知書（写）の提出	16
3 中間年受付における納税証明書の提出	16

V	市営建設工事の入札に参加される方へ	16
別表1	納税証明書区分	17
別表2	指定工種及び技術者要件	18
別表3	業種コード表	18
参考	発注基準金額	19

I 資格審査の概要

遠野市が発注する工事の入札に参加するためには、あらかじめ入札参加資格審査を申請し、市営建設工事入札参加資格者名簿に登録されることが必要です。

1 申請を受付する工事種別

No.	工事種別	建設業の許可	備考
1	土木工事	土木工事業	
2	建築一式工事	建築工事業	
3	大工工事	大工工事業	
4	左官工事	管工事業	
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	
6	石工事	石工事業	
7	屋根工事	屋根工事業	
8	電気設備工事（電気工事）	電気工事業	
9	管設備工事（管工事）	管工事業	
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	
12	鉄筋工事	鉄筋工事業	
13	舗装工事	舗装工事業	
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	
15	板金工事	板金工事業	
16	ガラス工事	ガラス工事業	
17	塗装工事	塗装工事業	
18	防水工事	防水工事業	
19	内装仕上工事	内装仕上工事業	
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	
22	電気通信工事	電気通信工事業	
23	造園工事	造園工事業	
24	さく井工事	さく井工事業	
25	建具工事	建具工事業	
26	水道施設工事	水道施設工事業	
27	消防施設工事	消防施設工事業	
28	清掃施設工事	清掃施設工事業	
29	解体工事	解体工事業	

2 申請要件

(1) 申請者に係る欠格要件（申請できない者）

- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていない者
- イ 法第 27 条の 23 の規定により経営に関する客観的事項の審査を受け、法第 27 条の 29 の規定により総合評定値の通知を受けていない者
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項（令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- エ 令第 167 条の 4 第 2 項各号（令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定又は同項後段の規定に該当した後 2 年を経過していない者
- オ 遠野市営建設工事入札参加資格者要綱第 7 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当したことにより市営建設工事入札参加資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から 2 年を経過していない者
- カ 希望する工事種別の完成工事高がないとき
- キ 指定工種（別表 2）を申請する場合において、技術者要件を満たしていない者
- ク 市営建設工事の請負契約にかかる指名競争入札参加者の指名基準の非指名理由に該当する者
- ケ 市区町村及び都道府県が賦課徴収すべき税、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- コ 遠野市暴力団排除条例（平成 24 年遠野市条例第 29 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- サ 社会保険等（健康保険、厚生年金及び雇用保険）への加入義務があるにも関わらず未加入の者

(2) 申請する工事種別ごとの欠格要件

- ア I の 1 に掲げる工事種別に応じ、同表の右欄に定める建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条の規定による許可を受けていないとき
- イ 経営事項審査の審査基準日（決算日）が、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの期間に属する総合評定値通知書を有していないとき
- ウ 希望する工事種別の完成工事高がないとき
- エ 工事現場ごとに主任技術者又は管理技術者を専任で配置できる状況にないとき

3 資格審査の方法

遠野市では遠野市市営建設工事入札参加資格者要綱第 3 条の規定に基づき資格審査を行います。主に申請要件を満たしているか、必要申請書類について提出があるか確認を行います。なお、土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事、舗装工事については、遠野市内に主たる事業所又は営業所を有する者に限り、工事種別ごとに、同要綱第 5 条の規

定に基づき、等級区分（いわゆる格付け）を行います。

等級区分に際しては、法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査に基づく総合評定値と遠野市が独自に行う主観的事項の評定値との合計による数値の合計により格付けすることとし、主観的事項とは「災害救急時活動実施」、「地域貢献活動実施」及び「消防団員雇用状況」を評定対象とし数値化して加算します。

II 申請の手続き

1 申請手続きの流れ

遠野市における市営建設工事等入札参加資格審査に係る事務の流れは以下のとおりです。

(1) 申請受付【令和 3 年 2 月 1 日（月）～令和 3 年 2 月 26 日（金）】

↓

(2) 資格審査及び登録事項の確認【令和 3 年 3 月～6 月】

↓

(3) 令和 3・4 年度市営建設工事入札参加資格者の認定について（通知）の送付【令和 3 年 6 月中旬】（※通知は市内に主たる事業所又は営業所を有する者に限ります。それ以外の地域の方々については、別に連絡のない限り、要件を満たす場合は登録されることとなります。）

↓

(4) 令和 3・4 年度市営建設工事等入札参加資格者名簿に登録【令和 3 年 7 月 1 日】

有効期間は令和 3 年 7 月 1 日から 2 年間（令和 5 年 6 月 30 日まで）です。

2 提出方法及び受付期間

遠野市の市営建設工事入札参加資格者名簿への登録を希望される方は、次の期間内に 3 の提出場所に直接持参又は郵送等により申請書を提出すること。

令和 3 年 2 月 1 日（月）から令和 3 年 2 月 26 日（金）までとする。（ただし、持参の場合は土日祝日を除く。郵送等による申請書提出の場合は令和 3 年 2 月 26 日消印有効とする。）

持参による提出の受付時間については、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、正午から午後 1 時までの間は除く。

3 提出場所

〒028-0592 岩手県遠野市中央通り 9 番 1 号

遠野市役所とぴあ庁舎総務企画部管財担当

TEL 0198-62-2111（代）内線 242・243 FAX 0198-62-2148

4 提出書類及び提出部数

提出書類はA 4版とし、次に掲げる順にファイル綴じを行い、表紙及び背表紙に会社名等を記入すること。

(提出書類)

No.	提出書類	○：必須 △：該当者	備考
1	市営建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）	○	
2	希望業種等の届出書（様式第1-2号）	○	
3	営業所一覧表（様式第1-3号）	△	県外申請者のみ提出
4	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）	○	
5	工事履歴書（様式第2号）	○	
6	希望する工事種別の直前2年間（3年間）の年間平均工事高（様式第3号）	○	
7	技術職員名簿（様式第4号）※ <u>市内申請者にあつては、資格者証の写しを添付すること。</u>	○	実務経験者の場合は様式第4-2号も提出
8	舗装施工管理技術者の資格者証（写）	△	舗装工事の登録を希望する場合
9	解体工事業の許可（写）	△	解体工事の登録を希望する場合
10	建設業の許可・登録・認可等（写）	○	
11	登記簿謄本・身分証明書（写しでも可）	○	
12	財務諸表（直近1年分）	○	
13	納税証明書（写でも可）	○	
14	使用印鑑届（様式第5号）	○	
15	印鑑証明書（原本）	○	
16	委任状（様式第6号）	△	
17	ISO 認証取得証明書（写）	△	認証取得している場合
18	経常建設共同企業体協定書（写）	△	任意様式
19	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第7号）	○	
20	社会保険等の加入状況を確認する書類	△	No.4の書類で確認できない者のみ提出

21	災害救急時活動実施報告書（様式第 9 号）	△	市内業者（遠野市内に主たる事業所又は営業所を有する者）のみ提出
22	地域貢献活動実施報告書（様式第 10 号）	△	
23	消防団員雇用状況調書（様式第 11 号）	△	

（提出部数） 1 部

Ⅲ 申請書類の記載方法と添付する書類

【申請関係書類の作成及び記載上の注意事項】

- ・提出書類に虚偽の内容を記入し、又は重要な事実を記入しなかった場合は、資格審査を受けられないことがあります。
- ・記入にあたっては、各様式に定めがあるものを除き、申請書を提出する日の状況で記入すること。
- ・各様式の記入にあたり、必要に応じて欄等を追加するなど、適宜加工して作成すること。
- ・様式中の記載要領等については印刷して提出する必要はありません。
- ・以下、各様式の主な記載方法、注意点について確認の上作成すること。
- ・申請書類各様式については、遠野市の様式で作成のうえ、提出すること。なお、各様式については、カラーで表示されていますが、申請時はカラー印刷の必要はありません。

1 市営建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）

【対象者】全申請者

- ①申請者の名称等を記入すること。「電話番号」、「FAX番号」欄は市外局番及び市内局番及び番号は「-（ハイフン）」で区切ること。
- ②受任者の欄については、申請期間中に入札、見積、契約行為等の権限を委任する場合は、委任者の名称等を記入すること。
- ③連絡先は、記載事項に関する確認が必要な場合の連絡先になりますので、担当者の連絡先等を記入してください。
- ④経営状況（主な注意事項）は、申請者の経営状況等を記入してください。
 - ・ **自己資本比率** = (自己資本 ÷ 総資産) × 100
 - ・ **経営比率** (流動比率) = (流動資産 ÷ 流動負債) × 100
 - ・ **負債比率** = (負債 (他人資本) ÷ 自己資本) × 100

2 登録希望業種等の届出書（様式第1-2号）

【対象者】全申請者

- ①建設業許可番号は様式中の「都道府県コード」のファイルを参照に下記例のように記入すること。
 - ・例1：岩手県知事許可の場合「03-〇〇〇〇〇〇〇」
 - ・例2：国土交通大臣許可の場合「00-〇〇〇〇〇〇〇」
- ②業種名及び業種コードは、別表3の業種コード表を参照し、記入すること。
- ③No.1からNo.6までの欄には、土木工事（土木一式工事）、建築一式工事、電気設備工事（電気工事）、管設備工事（管工事）、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事の6業種について記載すること。6業種のうち、希望しないものについては、業種コード以降の欄を記入しないこと。6業種以外の業種を希望する場合は、No.7以降に記入すること。No.7以降の技術者数の欄については当該業種に従事する主たる技術者の資格名、人数を記入すること。
- ④直前2（3）年間の年間平均完成工事高は、経営事項審査において選択した「2年平均」又は

「3年平均」に従って記入すること。

3 営業所一覧表（様式第 1-3 号）

【対象者】 県外申請者

- ①申請日現在で作成すること。
- ②「営業所名称」欄には、経営事項審査を受けた建設業の許可を有するすべての本店又は支店又は支店等営業所の名称を記入すること。
- ③「所在地」欄には、都道府県名から記入すること。
- ④「電話番号」、「FAX 番号」欄は市外局番及び市内局番及び番号は「-（ハイフン）」で区切ること。
- ⑤「建設業許可業種」の欄には、「営業所名称」欄に記入した営業所に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に○印を付すること。

4 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）

【対象者】 全申請者

- ①直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）を提出すること。
- ②許可行政庁（国土交通大臣または都道府県知事）に対して、総合評定請求済であるものの、申請書の提出期限までに経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）を提出できない者については、許可行政庁の受付印のある「経営規模等評価申請書」、「総合評定値請求書」及び「工事種類別完成工事高」の写しを提出すること。なお、申請後において総合評定値通知書を受け次第、速やかにその写しを提出すること。

5 工事履歴書（様式第 2 号）

【対象者】 全申請者

- ①希望する工事種別ごとに作成すること。
- ②申請書を提出する日の前年の 10 月 1 日の直前 2 年の営業年度に完成又は着工した工事で、官公庁発注に係る元請工事及び下請工事の主な工事について記入すること。なお、官公庁発注工事の経歴がない場合は、民間工事について主な工事を記入すること。（未完成工事を含む）
- ③工事名の欄には、請け負った工事が何の工事か分かるように具体的な工事の名称を請負契約書の工事名等により記入すること。
- ④下請工事については、注文者の欄には直接注文した元請人の商号又は名称を記載し、工事名の欄には下請工事の名称を記入すること。
- ⑤工事内容の欄には、請け負った工事が何の工事の内容か分かるように施工延長、施工面積、構造等について簡潔に記入すること。

6 希望する工事種別の直前 2 年間（3 年間）の年間平均完成工事高（様式第 3 号）

【対象者】 全申請者

- ①様式第 2 号の希望する工事種別に対応するように作成すること。
- ②完成工事の請負代金の額を記入すること。
- ③経営事項審査の年間平均完成工事高の合計と一致するよう記入すること。
- ④下請工事については、注文者は「民間」に該当するものとして記入すること。
- ⑤希望工事種別が多数の場合は、欄を追加するなど、適宜様式を加工して作成すること。

7 技術職員名簿（様式第 4 号）

【対象者】全申請者

- ①希望する工事種別（申請業種）に対応する国家資格や実務経験を有する技術者について、令和 3 年 1 月 31 日の状況で記入すること。
- ②生年月日は、年号コード（大正…T、昭和…S、平成…H）を用いて記入すること。
- ③有資格者区分の欄には、希望する工事種別に対応する国家資格等について、別表 4「資格区分コード表」の中から、該当する資格コードを記入すること。
- ④実務経験者担当業種コードの欄は、実務経験年数により技術者として認められている者について、別表 3「業種コード」から該当するコードを記入すること。
- ⑤法第 7 条 1 号に該当する者（経營業務の管理責任者）は「経營業務の管理責任者」欄に○を記入すること。
- ⑥法第 7 条第 2 号及び第 15 条第 2 号に該当する技術者（営業所専任の技術者）は「営業所の専任技術者」欄に○を記入すること。
- ⑦経營業務の管理責任者（法第 7 条第 1 号）及び営業所専任の技術者（法第 7 条第 2 号及び法第 15 条第 2 号）以外の技術者がいない工事種別については、申請できませんので注意すること。
- ⑧土木 CPDS 技術者証登録番号欄には、(社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（土木 CPDS）に加入登録している建設機械施工監理技士又は土木施工管理技士有資格者について、土木 CPDS 技術者証の登録番号を記入すること。
- ⑨建築 CPD カード登録番号欄には、(社)岩手県建築士会 CPD 制度に加入登録している建築士若しくは建築施工監理技士有資格者について岩手県建築士会 CPD カードの CPD 番号、又は(財)建築技術教育普及センターの継続能力／職能開発情報提供制度に加入登録している建築士有資格者について JAEIC 建築 CPD 情報提供制度参加者カードの参加者 ID 番号を記入すること。
- ⑩市内に主たる事業所又は営業所を有する者については、国家資格を有する者の資格者証の写しを添付すること。
- ⑪監理技術者資格者証の交付を受けている者の資格者証及び監理技術者講習会修了証の写しを添付すること。**（市内に主たる事業所又は営業所を有する者に限る）**
- ⑫実務経験技術者の場合、実務経験証明書（様式第 4-2 号）を添付すること。記載要領は様式中を参照のこと。**（市内に主たる事業所又は営業所を有する者に限る）**
- ⑬市内に主たる事業所又は営業所を有しない者のうち、受任者での登録を希望する場合は、受任者となる事業所又は営業所に所属する職員分の名簿を提出すること。

8 舗装施工管理技術者の資格者証（写）

【対象者】希望する工事種別として「舗装工事」を申請する者

- ①舗装施工管理技術者の資格者証の写しを A4 版で提出すること。技術者が複数の場合は、できるだけ A4 用紙 1 枚にまとめて複写し、提出すること。

9 解体工事業の許可（写）

【対象者】希望する工事種別として「解体工事」を申請する者

- ①解体工事業の許可通知書の写しを提出すること。

10 建設業の許可・登録・認可等（写）

【対象者】全申請者

- ①建設業の許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し等を添付すること。
- ②建設業の許可の他に、国、県等の登録、認可を受けているものがある場合は、その登録証又は認可通知書等の写しを添付すること。

11 登記簿謄本・身分証明書（写しでも可）

【対象者】全申請者

- ①申請者が法人の場合は、登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写しを添付すること。
- ②申請者が個人の場合は、身分証明書の写しを添付すること。

12 財務諸表（直近 1 年分）

【対象者】全申請者

- ①直前 1 事業年度分の財務諸表を提出すること。決算報告書でも可とする。

13 納税証明書（写でも可）

【対象者】全申請者

- ①別表の納税証明書区分のとおり市区町村、都道府県、国が発行する納税証明書（全税目に関する納税証明）を提出すること。
- ②支店等に委任する場合は、委任先の所在地の市区町村、都道府県が発行する納税証明書（全税目）も提出すること。
(例：本社東京都、委任先支店が盛岡市の場合) 区、都、国、盛岡市（区）、岩手県の納税証明書。
- ③消費税及び地方消費税を除く納税証明書は、資格審査を受けようとする日の属する年度に係る税のものとし、申請書を提出しようとする日以前の 3 箇月以内に発行されたものに限る。
- ④課されていない税については、納税証明書の提出を要しない。
- ⑤全税目とは、市区町村、都道府県が賦課徴収すべき税目のうち、申請者が課されている税目のことをさします。

- ⑥岩手県以外の納税証明書及び遠野市以外の市区町村の発行する納税証明書の様式については、納税すべき税について、未納の額がない旨が記載されている納税証明書であれば可とする。

14 使用印鑑届 (様式第5号)

【対象者】全申請者

- ①遠野市との契約に係る行為（入札、見積り、契約締結、代金の請求及び受領）に関して、使用する印鑑について、提出してください。なお、印影が鮮明でないものは不備書類として再度の提出を求めることがあります。

15 印鑑証明書 (原本)

【対象者】全申請者

- ①申請者の印鑑証明書（原本）を提出すること。写しは不可とする。

16 委任状 (様式第6号)

【対象者】該当する申請者

- ①市営建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）において、委任するとして申請した場合は、委任状の提出すること。

17 ISO 認証取得証明書 (写)

【対象者】全申請者

- ①令和3年1月31日において、ISO9000 シリーズ又は ISO14001 の認証取得を受けている場合には、登録証などの写しを提出すること。外国の審査登録機関が発行した証明書の写しを提出する場合は、その日本語訳も併せて添付すること。

18 経常建設共同企業体協定書 (写)

【対象者】登録希望者

- ①経常共同企業体の申請に関しては、その構成員ごとに登録を行ったうえで、経常建設共同企業体協定書（写）を提出すること。希望業種について、経常共同企業体とその構成員について、資格者名簿への同時登録は行いません。なお、申請受付期間後の経常共同企業体の結成については、その変更等は認めません。

19 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書 (様式第7号)

【対象者】全申請者

- ①遠野市暴力団排除条例に基づき、市営建設工事の発注、物品の購入その他市の事務により暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員及びこれらの者と密接な関係を有する者を排除していることについて、様式第7号の別紙参照の記載事項を了解した上で、誓約書を提出すること。

20 社会保険等の加入状況を確認するための書類

【対象者】全申請者

- ①社会保険等の加入状況については、No.4 の提出書類である経営規模等評価結果通知書・総合
 評定値通知書（写）の「その他審査項目（社会性等）の欄において、雇用保険、社会保険、
 厚生年金の加入状況の確認を行います。「有」又は「除外」となっている者については、確認
 の書類の提出は必要ありません。ただし、「除外」となっている者で経営審査を受けた後に社
 会保険等に加入した者については、③の書類の提出が必要です。
- ②社会保険等の未納により①において、「無」となっている場合は、保険料の完納を証する書類
（領収書の写し等）を提出すること。
- ③経営審査を受けた後に社会保険等に加入した場合は、加入を証する書類（写可）及び保険料
の完納を証する書類（領収書の写し等）を提出すること。

※保険料の完納を証する書類及び加入を証する書類については以下の書類等で確認します。なお、これ
 ら以外でも確認できる書類であれば可とします。

- ・申請時において、直近1箇月分の社会保険料の領収書の写し
- ・健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険の領収書の
 写し
- ・社会保険料納入証明書
- ・健康保険・厚生年金保険新規適用届（事業主控）の写し（納入実績がない場合）
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し

【経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）における確認の例】

(受付可の例)

その他の審査項目（社会性等）	数値等	点数
雇用保険加入の有無	有	
健康保険加入の有無	有	
厚生年金保険加入の有無	有	

※数値等の欄が「有」又は「除外」となっている場合はNo.19の確認書類の提出は不要です。ただ
 し、除外の場合で、経営審査を受けた後に加入した場合は提出が必要です。

(受付不可の例)

その他の審査項目（社会性等）	数値等	点数
雇用保険加入の有無	有	
健康保険加入の有無	無	
厚生年金保険加入の有無	無	

※1つでも数値等の欄が「無」となっている場合で、加入状況の確認ができないときは申請の受付
 は出来ません。

21 災害救急時活動実施報告書

【対象者】市内業者（遠野市内に主たる事業所又は営業所を有する者）

- ①資格審査基準日の年度及び前年度において、災害緊急時に巡回パトロール、救援活動、災害応急工事、災害時障害物除去、家畜伝染病対応に協力した場合は、「災害救急時活動実施報告書」を作成し、関係機関から証明を受けたうえで提出してください。

22 地域貢献活動実施報告書

【対象者】市内業者（遠野市内に主たる事業所又は営業所を有する者）

- ①資格審査基準日の年度及び前年度において、無償で道路等及び交通安全施設の清掃、防犯活動、地域行事への参加協力、地域内除雪作業等を実施した場合は、「地域貢献活動実施報告書」を作成し、実施内容の分かるものを添付して提出してください。

23 消防団員雇用状況調書

【対象者】市内業者（遠野市内に主たる事業所又は営業所を有する者）

- ①令和3年1月31日現在において、遠野市消防団の団員に任命されている者を雇用している場合は、「消防団員雇用状況調書」を作成し、雇用状況を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）と併せて提出してください。
- ②対象者には、当該企業の経営者、役員等を含みます。
- ③消防団員には、団長、副団長、分団長を含みます。

IV 名簿登載後の手続き等

1 変更届の提出（様式第8号）

申請書を提出した後、名簿有効期間中に、その内容に変更が生じた場合には、速やかに、「市営建設工事等入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第8号）」を提出すること。

① 提出場所

〒028-0592 岩手県遠野市中央通り9番1号

遠野市役所とびあ庁舎総務企画部管財担当

TEL 0198-62-2111（代）内線242・243 FAX 0198-62-2148

② 提出書類

変更事項	変更届に添付する書類
営業所の名称、所在地、電話番号、FAX 番号 に変更が生じたとき	○履歴事項全部証明書（部分写し可） ※ただし、履歴事項全部証明書は、商号又は名称、代表者の変更など登記の変更を必要とする場合のみ添付すること。 ○年間委任状 ※委任状記載事項の変更がある場合に、必要に応じて提出すること。
商号又は名称に変更が生じたとき	
代表者を変更したとき	
技術職員（技術職員名簿の記載事項に変更が生じたとき）	○技術職員名簿（様式第4号） ○追加する者が実務経験によるもの場合は実務経験証明書（様式第4-2号）も提出すること。 ※その他、資格者証の写しなど、資格を取得したことが確認できる書類の写しを提出すること。
建設業法に基づく許可替え（知事⇔大臣等）を受けたとき、又は許可区分（一般⇔特定）を変更したとき ※許可の更新に伴う年度番号の変更については、変更届を提出する必要はありません。	許可、認可等の通知の写しを添付すること。
建設業法に基づく許可について廃業したとき（一部業種の廃業を含む。）	
合併、分割等による場合	事業又は営業の承継、譲渡等の内容がわかる書類（合併契約書等の写し）を提出すること。

2 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）の提出

申請書を提出した後、名簿有効期間中に、経営事項審査を受け「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を受け取った場合は速やかにその写しを提出すること。

3 中間年受付における納税証明書の提出

市営建設工事入札参加資格者名簿に登録された後、中間年受付（令和4年2月1日から令和4年2月28日）において、申請時に提出した納税証明区分に応じて、令和4年1月31日時点において最新の納税証明書を提出すること。

滞納がある者又は納税証明書の提出がない者は、納付を確認できるまで入札参加を制限する場合があります。

V 市営建設工事の入札に参加される方へ

「遠野市ホームページ」に、入札、契約に係る関係例規、様式、入札心得書等を掲載しておりますので、必ずご確認願います。

別表 1

納税証明書区分

区分	遠野市内に法第 3 条第 1 項に規定する営業所を有する者(市内業者)	岩手県内に法第 3 条第 1 項に規定する営業所を有する者(県内業者)	岩手県内に法第 3 条第 1 項に規定する営業所を有しない者(県外業者)
提出書類	1 遠野市が発行する納税証明書(様式第 59 号の 2)	1 市町村が発行する納税証明書	1 市区町村が発行する納税証明書
	2 広域振興局税務部等が発行する納税証明書(様式第 111 号イ)	2 広域振興局税務部等が発行する納税証明書(様式第 111 号イ)	2 都道府県が発行する納税証明書
	3 税務署が発行する納税証明書 (1)法人の場合 納税証明書(その 3 の 3) (2)個人の場合 納税証明書(その 3 の 2)	3 税務署が発行する納税証明書 (1)法人の場合 納税証明書(その 3 の 3) (2)個人の場合 納税証明書(その 3 の 2)	3 税務署が発行する納税証明書 (1)法人の場合 納税証明書(その 3 の 3) (2)個人の場合 納税証明書(その 3 の 2)
証明を要する納税時期等	<p>1 納税証明書区分のとおり市区町村、都道府県、国が発行する納税証明書(全税目に関する納税証明)を提出すること。</p> <p>2 支店等に委任する場合は、委任先の所在地の市区町村、都道府県が発行する納税証明書(全税目)も提出すること。</p> <p>3 消費税及び地方消費税を除く納税証明書は、資格審査を受けようとする日の属する年度に係る税のものとし、申請書を提出しようとする日以前の 3 箇月以内に発行されたものに限る。</p> <p>4 課されていない税については、納税証明書の提出を要しない。</p> <p>5 全税目とは、市区町村、都道府県が賦課徴収すべき税目のうち、申請者が課されている税目のことをさします。</p> <p>6 岩手県以外の納税証明書及び遠野市以外の市区町村の発行する納税証明書の様式については、納税すべき税について、未納の額がない旨が記載されている納税証明書であれば可とする。</p>		

別表 2

指定工種及び技術者要件

指定工種	技 術 者 要 件
土木工事	1・2級の土木施工管理技士又は建設機械施工技士等が3名以上 (うち1名以上は1級)
建築一式工事	1・2級の建築施工管理技士又は建築士等が3名以上
電気設備工事	1・2級の電気工事施工管理技士等が3名以上
管設備工事	1・2級の管工事施工管理技士等が3名以上
舗装工事	1・2級の土木施工管理技士等が3名以上(うち1名以上は1級) 及び舗装施工管理技術者(2級)が1名以上(土木施工管理技士 等との重複可)

別表 3 業種コード表

No.	申請業種	コード
1	土木工事	01
2	建築一式工事	02
3	大工工事	03
4	左官工事	04
5	とび・土工・コンクリート工事	05
6	石工事	06
7	屋根工事	07
8	電気設備工事(電気工事)	08
9	管設備工事(管工事)	09
10	タイル・れんが・ブロック工事	10
11	鋼構造物工事	11
12	鉄筋工事	12
13	舗装工事	13
14	しゅんせつ工事	14
15	板金工事	15
16	ガラス工事	16
17	塗装工事	17
18	防水工事	18
19	内装仕上工事	19
20	機械器具設置工事	20
21	熱絶縁工事	21
22	電気通信工事	22
23	造園工事	23
24	さく井工事	24
25	建具工事	25
26	水道施設工事	26
27	消防施設工事	27
28	清掃施設工事	28
29	解体工事	29

参考 発注基準額

土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事及び舗装工事については、現在次のとおり発注の標準となる金額を設定しています。

等級別発注基準金額

工事種別	等級区分	発注標準額（単位：千円）
土木工事	A 級	27,000 以上
	B 級	15,000 以上 27,000 未満
	C 級	15,000 未満
建築一式工事	A 級	45,000 以上
	B 級	25,000 以上 45,000 未満
	C 級	25,000 未満
電気設備工事	A 級	5,000 以上
	B 級	5,000 未満
管設備工事	A 級	3,000 以上
	B 級	3,000 未満
舗装工事	A 級	7,000 以上
	B 級	7,000 未満